

日医発第 876 号（介護）

令和 5 年 8 月 8 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

### 令和 5 年度全国介護保険担当課長会議資料について

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年度全国介護保険担当課長会議につきまして、集合形式での会議は行わないこととなり、会議資料の公表及び説明動画の公開をもって代える旨の情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本年 3 月に公開された全国担当課長会議資料に続き、令和 6 年度より始まる第 9 期介護保険事業（支援）計画（以下、「第 9 期計画」）に向け、基本指針の改正案や作成プロセスが示された他、今後の制度改正等について、老健局各課より説明されております。

第 9 期計画では、第 8 次医療計画との整合性の確保が重要であることが今回の会議資料においても示されております。第 9 期計画においては、医療療養病床及び介護療養型医療施設が介護保険施設等に移行する場合や介護療養型老人保健施設が介護医療院に移行する場合においても、移行に伴う入所（利用）定員の増加分に総量規制が適用されますが、移行する予定がある場合は、第 9 期における追加的需要として見込むことを徹底することとされております。

なお、第 9 期期間中に医療療養病床や介護療養型老人保健施設から想定外の移行の意向が把握された場合においては、都道府県が事業者の意向、地域における高齢者のニーズ等その地域の実情、地域医療構想との整合性等を踏まえ、関係市町村の意見を聴取の上、必要入所（利用）定員を超えることになる指定申請を許可することは可能であるとされていることを申し添えます。

当該会議資料および説明動画は下記 URL よりご覧いただけます。

○厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34362.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34362.html)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。